

# 鳥取県文化部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

(令和2年8月12日 Ver.1)

## 1 基本的な考え方

- (1) 活動は、「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に則って実施する。
- (2) 感染防止対策を十分に行うとともに、生徒の体調に十分配慮して活動する。特に、合同練習等の実施や大会への参加については、段階的に実施し、ケガや熱中症防止に最善の配慮を行う。
- (3) 実施にあたっては、以下の基本的な感染防止対策を徹底して実施する。
  - ・更衣室及び部室を含む活動場所が密閉空間とならないよう、換気を徹底する。
  - ・過度の密集・密接とならないよう、周囲との距離を保つ。
  - ・近距離での会話や大声での発声を控える。

## 2 活動計画について

- (1) 必ず月ごとの活動計画を作成し、管理職の了解を得た上で活動し、実績報告を作成して管理職へ提出する。
- (2) 計画の作成については、「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」、本ガイドライン及び「学校の文化部活動に係る活動方針」に則って作成する。
- (3) 管理職は、活動計画及び活動状況を随時点検し、活動時間や休養日が遵守できない場合や、感染防止対策が不十分な部については指導を行い、改善が見られない場合は活動を許可しない。

## 3 活動実施について

<顧問が対応すべき内容>

- (1) 活動前に、自身の体調を確認し、発熱等の風邪の症状がある場合には指導を行わない。
- (2) 活動前後及び活動中に生徒の体調確認を適宜行う。
- (3) 活動中に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合は、発熱・帰国者・接触者相談センターに相談させる。
- (4) 部門ごとの活動（練習及び大会）については、それぞれの全国組織団体からの活動方針やガイドラインに則って活動する。
- (5) 近距離での発声等を伴う部門（合唱、吹奏楽、演劇等）においては、全国組織団体が合同での活動の実施を認めている場合、かつ2週間発熱などの風邪の症状等がない場合のみ可能とする（ただし、鳥取県版新型コロナ注意報等が発令されていない場合、かつ医師の診断により練習への参加が許可された場合は可とする）。
- (6) 共用して使用する器械・器具・用具については、適宜消毒を行う。
- (7) ミーティングを行う際は、マスクを着用させ、3つの密を避ける。
- (8) 合同練習等の実施及び大会参加は、「大会（定期演奏会等の発表会を含む）への参加及び実施におけるガイドライン（最新版）」を参照の上、実施及び参加する。

#### <生徒個人が対応すべき内容>

- (1) 普段から体調管理に努める。発熱等の風邪の症状がある場合は、活動に参加しない。
- (2) 活動中に体調が悪くなった場合は、顧問へすぐに知らせる。
- (3) 活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒を行う。
- (4) 水分補給のための飲料については、個人で準備し、回し飲みなどを行わない。
- (5) 水分補給用の飲料をドリンクジャグタンクなどで準備し、部員で共有しての水分補給は行わない。
- (6) タオルについては、個人で準備し、他の部員と共有しない。
- (7) タイマーやストップウォッチ等の操作は、可能な限り担当する人を限定する。
- (8) 仲間同士のハイタッチや抱擁等は控える。
- (9) 衣装等洗濯が必要なものは、当番や担当が選択するのではなく、使用した個人で選択する。

#### 4 マスクの取扱いについて

- (1) 生徒の活動中は、必ずしもマスクを着用する必要はないが、外す際には、感染リスクを避けるため、周囲との間隔を十分に確保する。
- (2) 夏季の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにすることが望ましいが、熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。
- (3) 顧問については、原則としてマスクを着用する。ただし、夏季においては熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、生徒へ直接指導を行う場合等、状況により判断する。

#### 5 更衣室及び部室について

- (1) 更衣室及び部室を利用する場合は、利用人数を制限し、換気を徹底する。
- (2) 利用後は、複数の生徒が触れた場所については、適宜消毒を行う。

#### 6 県外への遠征及び県内への受入れについて

- (1) 県外への遠征(大会参加、合同練習、合宿)及び県内への受入れ(合同練習、合宿)を行う場合は、感染防止に万全の注意を払うこと。なお、県が設定する「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」「感染警戒地域」への遠征及び対象地域からの県内への受入れを実施する場合は、より特段の感染防止対策を徹底した上で実施すること。
- (2) 県外への遠征及び県内への受入れを行う場合は、実施計画(会場への移動手段を含む)及び感染予防対策を作成し、管理職の許可を得た上で実施する。また、保護者へ実施計画及び感染防止対策を提示し、生徒の参加についての同意書の提出を求める。
- (3) 県外遠征及び県内への受入れ可能地域については、「大会(定期演奏会等の発表会を含む)への参加及び実施におけるガイドライン(最新版)」を参照の上、実施及び参加する。
- (4) 移動において、借り上げバスや公共交通機関を利用して移動する際は、乗車時に可能な限り相互の間隔を空けることとし、必ずマスクを着用する。併せて、可能な限り換気に努める。
- (5) 借り上げバスでの移動で換気が難しい場合は、密閉となる時間が最小限となるよう短時間ごとに休憩を取る。

## 7 遠征や合宿における宿泊や食事について

- (1) 宿舎内においては、食事中以外必ずマスクを着用する。
- (2) 宿泊を行う場合は、原則個室とする。ただし、個室が全員分確保できず相部屋での宿泊となる場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限する。
- (3) 相部屋となる場合は、部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの着用や換気をするなど、三密となることのないよう、感染症防止対策を徹底する。なお、リモコン、電源スイッチなど共用部分については、なるべく一人が操作することとし、適宜消毒を行う。
- (4) 宿舎での食事は原則一人盛りでの提供とする。ただし、大皿等で提供される場合は、従業員の方に盛り付けてもらうか、担当を決めて行う。また、ご飯やお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、担当を決めて行い、トングや取り箸などの共有を行わない。
- (5) 食事中は大きな声で話さない。
- (6) 片付けについては、従業員の方の指示に従って行う。
- (7) 昼食で弁当をまとめて準備する場合は、配布する役を決めて個人に配布し、他人の分をまとめて受け取ることはしない。
- (8) 食事の盛り付けや弁当の配布を行う役の者は、手洗い、手指消毒を十分に実施して行うこと。